

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)

平成 28 年 8 月 19 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600090号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1600018号

第1 結論

昭和51年1月から同年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年1月から同年3月まで

私は、請求期間の前後を通じて、理容師として、住み込みで働いており、結婚するまでは自分自身で国民年金保険料を納付してきた。A市からB市へ転入した後も、保険料を継続して納付してきたのに、年金記録では請求期間の保険料が未納となっており、納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録により、請求者は、請求期間を除き、国民年金加入期間における国民年金保険料を全て納付していることが確認できる。

また、国民年金被保険者台帳により、請求者は、請求期間直前の昭和50年1月から同年12月までの国民年金保険料を前納していることが確認できることから、請求者が所持する国民年金手帳には、同年7月21日にA市からB市へ転入したことによる国民年金被保険者の住所変更手続を行った記載があり、転入先であるB市の国民年金被保険者名簿によると、「昭和51年1月より納付書発行」と記載されていることが確認できることから、請求者に対し請求期間の納付書が送付されていたものと考えられる。

さらに、請求者は、請求期間の前後を通じて、理容師として、住み込みで働いており、請求期間の少し前に勤務先が変わったことに伴いA市からB市へ転入したが、収入に変化はなかったと陳述している上、請求期間は3か月と短期間であることを踏まえると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1600087 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1600054 号

第 1 結論

請求者のA社 (現在は、B社) における平成 19 年 12 月 28 日の標準賞与額を 28 万円、平成 20 年 7 月 31 日の標準賞与額を 29 万円に訂正することが必要である。

平成 19 年 12 月 28 日及び平成 20 年 7 月 31 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 19 年 12 月 28 日及び平成 20 年 7 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 19 年 12 月
② 平成 20 年 7 月

私がA社に勤務していた期間のうち、請求期間①及び②について、賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与の年金記録がないので、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①及び②について、前事業主から提出されたA社の賃金台帳により、請求者は、同社から賞与の支払を受け、請求期間①においては、賞与額に基づく標準賞与額 (29 万円) より低い標準賞与額 (28 万円) に見合う厚生年金保険料を、請求期間②においては、賞与額に基づく標準賞与額 (29 万円) より高い標準賞与額 (30 万円) に見合う保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間①及び②の賞与支払日については、元取締役 (経理担当) 及び同僚の陳述により、請求期間①は平成 19 年 12 月 28 日、請求期間②は平成 20 年 7 月 31 日と認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額については、上記賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、請求期間①は28万円、請求期間②は29万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社の事業主は、請求期間①及び②について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600107号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1600055号

第1 結論

請求者のA社における平成21年12月11日の標準賞与額を29万6,000円に訂正することが必要である。

平成21年12月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年12月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年12月

私がA社に勤務していた期間のうち、請求期間の標準賞与額については、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたのは確かなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者は、同社から平成21年12月11日に30万2,876円の賞与の支払を受け、29万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

また、上記賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額(2万3,178円)は、賞与額に基づく標準賞与額により計算した保険料額に比べ低い額となっているところ、当該控除額は、平成21年9月改定の前に適用されていた厚生年金保険料率により計算した額と一致することから、同社は旧料率により当該控除額を計算したものと考えられる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間の標準賞与額については、上記賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、29万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成21年12月11日について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の平成21年12月11日に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600071号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(脱)第1600004号

第1 結論

昭和39年3月18日から昭和43年4月27日までの期間及び同年7月26日から昭和45年9月20日までの期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和39年3月18日から昭和43年4月27日まで
② 昭和43年7月26日から昭和45年9月20日まで

私は、結婚前に医療事務の仕事をしており、ずっと仕事を続けていくつもりでいたが、結婚が決まり、昭和45年9月に退職し、その後、結婚、出産と慌ただしい日々を送っていた。私の年金記録では、請求期間①(A事業所)及び②(B事業所)について脱退手当金が支給済みとされているが、当時、脱退手当金という制度は知らず、請求手続を行った覚えも、受け取った事実もないので、納得できない。調査の上、請求期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①については、年金事務所が保管する脱退手当金支給整理簿により、脱退手当金の受付番号、厚生年金保険被保険者証記号番号、請求者の氏名、金額及び裁定年月日が確認できる上、当該期間の事業所であるA事業所に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、上記受付番号及び脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されており、支給整理簿及び被保険者原票の記載内容に不自然な点は見当たらない。

また、請求期間①の脱退手当金は支給額に計算上の誤りはなく、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から2か月以内に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

請求期間②については、脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金裁定伺が現存しており、脱退手当金裁定請求書には、請求者の旧姓による記名及び押印があり、請求者が実家と陳述する住所が記入されているほか、昭和48年6月19日付でC社会保険事務所(当時)の受付印が押されていることが確認できる上、脱退手当金裁定伺には、送金又は振込金融機関欄に「D」と

記載されており、同名の郵便局が請求者の実家の住所地付近に所在していることを踏まえると、請求者の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、オンライン記録によると、請求期間②の脱退手当金の支給日は昭和48年7月27日であり、上記脱退手当金裁定請求書の受付日から約1か月後に支給されていることが確認できる上、当該脱退手当金は支給額に計算上の誤りはない。

このほか、請求者から聴取しても、受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。